

IV 事業量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要利用定員数総数）」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供する施設等の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て提供区域については、「全市1区」とします。

◆ 教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積
全市1区	297.5 km ²

◆ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業名	提供区域
① 利用者支援事業	全市1区
② 地域子育て支援拠点事業	
③ 妊婦健康診査	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑤-1 養育支援訪問事業	
⑤-2 その他要保護児童等の支援に資する事業	
⑥ 子育て短期支援事業	
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
⑧ 一時預かり事業	
⑨ 延長保育事業	
⑩ 病児保育事業	
⑪ 放課後児童クラブ	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保

1 量の見込み算出項目

◆ 算出項目

	対象事業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭＞	3～5歳
2	2号認定（幼稚園）＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0～2歳

2 供給体制

		令和2年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		186	164	18	88
②確保の内容	教育・保育施設	240	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		54	1	6	2

		令和3年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		174	154	17	69
②確保の内容	教育・保育施設	225	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		51	11	7	21

		令和4年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		155	165	15	85
②確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		55	0	9	5

		令和5年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		144	160	14	85
②確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		66	5	10	5

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		129	142	13	85
②確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		81	23	11	5

3 確保方策

課題

平成30年度から2号・3号認定において待機児童が発生

平成30年4月1日現在 13人

平成31年4月1日現在 38人

- ・ 1号認定（3～5歳）の子どもについては、既存の供給量で充足する見込みです。
- ・ 2号認定（3～5歳）のうち、学校教育の希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園と幼稚園における預かり保育において、教育・保育の供給体制を確保し、待機児童の発生を解消していきます。
- ・ 2号認定（3～5歳）・3号認定（0～2歳）の子どもについては、保育士確保対策助成事業などによる保育士の確保の取り組みを更に進めることにより、教育・保育の供給体制を確保し、待機児童の発生を解消していきます。

なお、各施設の考え方を尊重した中で、認定こども園への移行についても、情報交換等を進めていきます。

- ・ 3号認定（0～2歳）のうち、小規模保育事業所においては、施設利用意向を考慮し、利用定員の弾力運用により、教育・保育の供給体制を確保していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保

「Ⅲ計画の基本的考え方 第4節計画に基づく具体的事業」のうち国の定める「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」の確保方策は次のとおりとします。

1 利用者支援事業

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業概要</p>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</p> <p>《主な事業内容》</p> <p>総合的な利用者支援 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う。</p> <p>地域連携 子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行う。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">実施状況・確保方策</p>	<p>子育て支援センター及び子育て支援課において、本事業の趣旨を踏まえ、利用者に必要な情報提供、連絡調整等を行います。</p> <p>なお、専任スタッフの確保など体制の確保が可能になった段階で実施していきます。</p>

2 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター（1か所） すくすくタイム、お弁当タイム 交流広場、子育て相談、おさがり広場、子育てサークルのサポート、講演・講座など ・市内児童センター（6か所） 親子ひろば、わんぱく広場など
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数(人/年)	12,713	12,395	13,084	11,968	13,142
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用人数	12,845	12,342	11,881	11,206	10,549
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	利用人数	12,845	12,342	11,881	11,206	10,549
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(単位：利用人数/年)



3 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
実施状況	母子健康手帳と一緒に、健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進する。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診人数(人/年)	2,583	2,472	2,648	2,463	1,870

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,129	2,092	1,981	1,944	1,870
確保の内容	2,129	2,092	1,981	1,944	1,870

(単位：延受診人数/年)

4 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
実施状況	第 1 子及びハイリスク児 → 保健師対応 第 2 子以降 → 保育士対応
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数(人/年)	134	136	131	118	96

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	115	113	107	105	101
確保の内容	115	113	107	105	101

(単位：訪問人数/年)

5 養育支援・要保護児童等支援

(1) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
実施状況	主に保健師が対象家庭を訪問。 支援の内容、時期等について、要保護児童対策地域協議会において関係機関で協議。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数(人/年)	9	6	4	3	4

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	7	7	7	7	7

(単位：訪問人数/年)

(2) その他要保護児童等の支援に資する事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取り組みを実施する。
実施状況・確保方策	要保護児童の適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携・情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図るため、継続して実施します。

6 子育て短期支援事業

事業概要	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） <p>※ 対象施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設など。</p>
実施状況・確保方策	<p>対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。</p>

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。</p>
実施状況	<p>子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援する。</p>
確保方策	<p>継続して実施します。</p>

◆ 実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数(人/年)	550	552	440	603	331

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用人数	295	282	270	258	246
	うち就学児	46	44	42	41	39
確保の内容	利用人数	295	282	270	258	246
	うち就学児	46	44	42	41	39

（単位：利用人数／年）

8 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園で預かり保育を実施。 ・NPO法人がファミリー・サポート・センター事業と合わせて実施。
確保方策	継続して実施します。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数(人/年)	—	—	—	—	2,320
施設数	—	—	—	—	1 か所

◆ 量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		4,999	4,999	4,585	4,195	3,853
確保の 内容	延利用人数	4,999	4,999	4,585	4,195	3,853
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(単位：延利用人数／年)

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外】

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数(人/年)	550	552	440	603	331

◆ 量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		295	282	270	258	246
確保の内容		295	282	270	258	246

(単位：延利用人数／年)

9 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。
実施状況・確保方策	<p>保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。</p> <p>なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施します。</p>

10 病児保育事業

事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする。
実施状況	平成31年2月から実施。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用人数(人/年)	—	—	—	—	2
施設数	—	—	—	—	1か所

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		36	36	36	36	36
確保の内容	延利用人数	36	36	36	36	36
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(単位：延利用人数/年)

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
実施状況	留守家庭児童会 児童センター4か所、小学校2か所 計6か所 7クラス単位 利用時間 下校時～18:00（学校休校日は8:00～18:00）
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	182	178	193	206	211
1年生	80	64	59	65	61
2年生	13	66	60	45	58
3年生	15	27	51	46	38
4年生	38	12	15	34	25
5年生	4	7	5	14	20
6年生	2	2	3	2	9
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	52	50	48	46	44
	2年生	57	55	52	51	49
	3年生	49	47	45	44	42
	4年生	16	15	14	14	13
	5年生	8	7	7	7	7
	6年生	10	9	9	8	8
	計	192	183	175	170	163
確保の内容	利用人数	240	240	240	240	240
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(単位：利用人数/年)

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<p>事業概要</p>	<p>保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する（実費徴収分） ※市町村民税非課税世帯への全額補助</p>
<p>実施状況・ 確保方策</p>	<p>国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。</p>

13 多様な主体が本制度に参入するための事業

<p>事業概要</p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施。</p>
<p>確保方策</p>	<p>新規施設事業者の参入の促進はもとより、円滑な事業実施に向けての支援・相談・助言などについても調査・研究をしていきます。</p>

第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 幼児教育・保育の一体的提供

現在、留萌市には幼児期の教育・保育施設として、認可保育所3か所、小規模保育所1か所、私立幼稚園が2か所設置されておりますが、認定こども園については設置されておられません。

幼児教育・保育の一体的提供に係る基本的な考え方につきましては、認定こども園は、保護者の就労状況などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れられるといった特長があることから、その普及促進が必要と考えています。

子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨を踏まえ、留萌市のすべての子どもたちの健やかな育ちのため、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

今後、幼稚園設置者・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供や情報交換を適宜行い、各施設の考え方を尊重した中で移行について協議していきます。

2 幼児教育・保育の推進体制の確保

幼児教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するものであり、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育施設において提供される教育・保育の質の向上に取り組むことが必要と考えています。

幼児教育・保育の推進体制の確保に係る基本的な考え方につきましては、留萌市の取り組みに加え、北海道が策定・設置した「北海道幼児教育振興基本方針」や「北海道幼児教育推進センター」と連携して、幼児教育・保育の推進体制の確保に取り組むことが必要と考えています。

このため、国・道などが実施する幼稚園教諭と保育士の合同研修会等を、幼児教育・保育施設のすべてに情報提供し、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進していきます。

幼稚園・保育園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

また、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき、幼児の教育・保育施設と地域型保育事業者との適切な相互連携を支援していきます。